

令和2年度
第1回美幌町次世代育成支援推進協議会
(書面会議)

会議次第

議 題 (報告案件)

- 1 「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画」について
- 2 利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の取組みについて
- 3 認定こども園大谷幼稚園の施設整備に係る進捗状況について

議 題（報告事項）

1 「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画」について

各委員様のご支援をいただき、令和2年3月に「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定できたことをこの場を借りて心よりお礼申し上げます。

2 利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の取組みについて

1）利用者支援事業について（事業計画P18掲載）

令和2年度に「子育て世代包括支援センター」の設置について、令和2年4月より設置準備を進めておりましたが、令和2年10月に「美幌町子育て世代包括支援センターはぐのんの」をしゃきっとプラザ2階窓口に開設いたしました。

また、総合相談窓口として、従来の取組みからより一層の「～妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を～」目標に、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談窓口を担い、支援を途切れることなくつないでいく連携体制に努めてまいります。

2）一時預かり事業（事業計画P21掲載）

従来からの利用者や地域のニーズと子育て世代包括支援センターの設置に伴い、令和2年度から一時預かり保育の事業内容を次の表のとおり見直しいたしました。

	見直し前（従来）	見直し後（令和2年から）	
「緊急」の利用日数を拡充	月12日を限度として最長年36日間	月22日以内として年度内66日間	主な理由は、長期での通院や入院などでも利用できるように。
「私的理由」による利用区分を新設	—	保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担等の私的理由により、一時保育が必要となった場合。 月22日以内として年度内66日間	ただし、利用の申請については、子育て世代包括支援センターに相談をして、支援プランを作成した保護者が対象となります。
子育て支援センターの利用時年齢を拡充	満1歳以上	利用日に満6ヶ月～就学前の児童	保育所や幼稚園に在籍している児童は対象になりません。
料金体系を細分化しました	日額 例）3歳未満児の場合は日額2,000円	2時間単位 例）3歳未満児の場合は、2時間の利用500円、8時間の利用2,000円	2時間単位の料金設定をすることにより、幅広いニーズに応え経済的負担の軽減を図る。

3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（事業計画P23掲載）

以前よりニーズがあった学年拡大について、令和3年度から旭学童保育所のみ今までの3年生から4年生までに拡大して受入をすることになりました。

なお、美幌学童・東陽学童・旭学童を一斉に学年拡大することが困難な理由として、各小学校の児童数や学童保育所の利用児童数の違いや教室などの施設の違いがあるため、一律での学年拡大の実施とはなりません。今後とも関係機関含めて検討していきたいと思っております。

3 認定こども園大谷幼稚園の進捗状況について（事業計画P25掲載）

1) 施設整備の概要について

令和3年度から「認定こども園」へ移行するため、認定こども園の認可手続きや園舎改築工事など取り進めている状況であります。

園舎改築工事については、令和3年3月竣工予定で工事が進んでおり、0歳から2歳の低年齢児の保育室などの内部改修や厨房施設の新設、エレベーター設置などの工事を行い、令和3年4月から幼稚園型認定こども園として開始する見込みです。

< 定員（見込み） >

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
整備前	—	—	—	35	35	35	105
整備後	6	12	24	30	30	30	132

< 認定区分（見込み） >

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	—	—	12	15	15	15	57
2号			—	15	15	15	45
3号	6	12	12	—	—	—	30
							132

※「1号認定の2歳」については、満3歳入園の園児となっております。

補足：1号認定とは、満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども

2号認定とは、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

3号認定とは、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

※次回開催時期については、新型コロナウイルス感染症の動向などを注視しながら、検討していきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。